

第 3 章 審 査

第 1 節 労働組合の資格審査

1 概 況

労働組合法第 5 条の規定による最近 5 か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3 表のとおりである。

平成 29 年は、前年からの繰越し、新規申請共になかった。

(3 表) 労働組合資格審査の取扱状況

年 次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
25	—	—	1	1	2	2	—	2	—	—	—	2	—
26	—	14	1	1	16	16	—	15	—	—	—	15	1
27	1	—	1	2	3	4	—	1	1	—	1	3	1
28	1	15	—	—	15	16	—	16	—	—	—	16	—
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2 労働組合資格審査申請の概要

平成 29 年に係属した労働組合資格審査申請の事案はなかった。

第 2 節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定・告示について、平成 29 年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-3表のとおりである。

平成29年は、新規申立て2件となっている。

係属した事件のうち、平成29年(不)第1号事件は却下により終結し、平成29年(不)第2号事件は翌年に繰り越された。

(3-3表) 不当労働行為事件の取扱状況

年 次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却			
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
25	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
26	1	1	2	-	-	-	1	-	-	-	1	1
27	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	1	1
28	1	3	4	-	-	-	(1)	1 (1)	-	3	4	-
29	-	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	1

注) 括弧内の数字は、審査を分離し、分離命令を発出した件数である。

2 審査の目標期間の達成状況

(1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
 - ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
 - ・ 通常事件：1年
- （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
- （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

(2) 達成状況

平成29年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

また、審査の実施状況等は、3-4表から3-6表のとおりである。

- ・ 団交拒否事件
平成29年に終結した事件はない。
- ・ 通常事件
平成29年に終結した事件に係る審査期間は56日であり、目標期間を達成。
なお、終結しなかった事件は、翌年に繰り越した。

(3-4表) 審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	—	—	1件	1件	2件
イ 審査期間	—	—	56日	—	
ウ 調査の回数	—	—	0回	—	0回
エ 審問の回数	—	—	0回	—	0回
オ 尋問を行った証人及び当事者の人数	—	—	0人	—	0人

(3-5表) 平成29年に係属した不当労働行為事件の概要

通常事件

申立年月日 終結年月日	申立年月日	処理日数	調査回数	審問回数	証人数等	終結状況
	終結年月日					
平成29年(不)第1号	H29. 1. 4	56日	0回	0回	0回	却下
	H29. 2. 28					
平成29年(不)第2号	H29. 12. 28	一日	一回	一回	一回	繰越し
	—					

(3-6表) 過去5年間における審査の実施状況

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
25	団交拒否	1件	0件	—	2回	2回	1人
	通常	—	—	—	—	—	—
26	団交拒否	1件	1件	241日	0回	0回	0人
	通常	1件	0件	—	6回	—	—
27	団交拒否	1件	—	—	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人
28	団交拒否	1件	1件	179日	0回	1回	2人
	通常	4件	4件	213日	2回	3回	5人
29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2件	1件	56日	0回	0回	0人

(注) 平成27年に申立てがあり、平成28年に終結した事件(1件)について、平成27年に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、次のとおりカウントしている。

(1) 平成27年

ア 「係属事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

イ 「調査回数」

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウント。

(2) 平成28年

「係属事件数」及び「終結事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

3 新規申立ての状況

(1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は8件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は、3-7表のとおりである。

(3-7表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年 次	新規 申立 て	申立人別			労働組合法第7条該当号別									
		組合	個人	組合 個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
25	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
26	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
27	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
28	3	-	3	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-
29	2	-	2	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否)

3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-8表のとおりである。

(3-8表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
25	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
26	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
27	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
28	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-
29	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-

4 係属事件の概要

平成29年に係属した不当労働行為事件の概要は、3-9表のとおりである。

(3-9表) 不当労働行為事件一覧表 (係属事件2件)

事件 番号 (通算)	申立人	被申立 人	申立 年月日	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査		終 結 年 月 日	終 結 状 況	担当委員	
						回数	審問 回数			審査 委員	参与 委員
29(不)1 (213)	X	Y	29.1.4	1・3	不利益取扱い禁止 ポストノータイス	-	-	29.2.28	却下	-	-
29(不)2 (214)	X	Y	29.12.28	4	ポストノータイス	-	-	-	係属中	-	-

5 審査記録

(1) 平成29年(不)第1号事件 第213号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X	Y 代表者 B
<p>請求する救済内容の要旨</p> <p>1 被申立人は、臨時的任用職員のうち、単純労務職員に該当する者は、単純労務職員として取り扱うこと。</p> <p>2 被申立人は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示の申出を行うこと。</p> <p>3 被申立人は、命令書受領後30日以内に、幅90センチメートル、長さ1メートル80センチメートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法上の道路(複数ある場合は各道路から)から見やすい場所に、終日、30日間、不当労働行為認定の内容と今後このような行為を繰り返さないよう留意する内容の文書を掲示すること。</p>		
<p>申立ての概要</p> <p>本件は、被申立人が、臨時的任用職員について、一般行政事務か単純労務職員であるか区別せず一律に一般行政事務としており、条例又は規則に定めず、内規で現場の裁量で決めていることなどから、労働組合法第3条に規定する労働者である申立人は、労働組合法第2条に定める労働組合に加入できないことが、労働組合法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に当たる。</p>		
<p>審査経過</p> <p>平成29年</p> <p>1月4日 申立書提出 審査開始決定</p> <p>1月25日 補正勧告書の通知</p> <p>2月3日 申立人から回答書を受理</p> <p>2月21日 合議</p> <p>2月28日 却下決定書写し交付</p> <p>本件の所要日数は56日であった。</p>		

(2) 平成29年(不)第2号事件 第214号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X	Y 代表者 B
審査経過 平成29年 12月28日 申立書提出 審査開始決定		

第4節 再審査事件

1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-10表のとおりである。

(3-10表) 再審査事件の係属件数

年 次	係 属 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 (初 審 維 持)	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4
29	4	1	5	1	-	-	4	-	-	-	5	-

2 係属事件の概要

平成 29 年に中央労働委員会に係属した再審査事件の概要は、3-12 表のとおりである。

(3-12 表) 再審査事件一覧表 (係属件数 5 件)

岩	手	県	労働	委員	会	中央労働委員会	再審査申 立年月日	最終状況
事件番号	申立人	被申立人	申 年 月 日	法 第 7 条 該 当 号	請 求 す る 救 済 内 容	最終状況	事件番号	最終状況
27 (不) の 2	X 労働組合 代表者 執行委 員長 A 1	Y 株式会社 代表者 代表取 締役社長 B 1	27. 9. 1	1	不利益取扱 いの撤回等	28. 9. 30 一部救済	28 (不再) 57号	29. 12. 12 取下げ
28 (不) 1	X	Y 代表者 B	28. 6. 23	1・3	不利益取扱 いの撤回等	28. 12. 8 却 下	28 (不再) 71号	29. 3. 6 棄却
28 (不) 2	X	Y 代表者 B	28. 7. 19	1・3	不利益取扱 いの撤回等	28. 12. 8 却 下	28 (不再) 72号	29. 3. 6 棄却
28 (不) 3	X	Y 代表者 B	28. 7. 19	4	労働委員会 事務への介 入の排除等	28. 12. 8 却 下	28 (不再) 73号	29. 3. 6 棄却
29 (不) 1	X	Y 代表者 B	29. 1. 4	1・3	不利益取扱 いの撤回等	29. 2. 28 却 下	29 (不再) 14号	29. 6. 22 棄却

第5節 行政訴訟事件

1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。